

生駒市空家等対策計画改定及びマンション管理適正化推進計画策定懇話会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく空家等対策計画の改定及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）に基づくマンション管理適正化推進計画の策定に関し意見又は助言を求めるため、生駒市空家等対策計画改定及びマンション管理適正化推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第 2 条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の改定及びマンション管理適正化推進計画の策定に関すること。
- (2) 空き家及びマンション管理の実態の分析に関すること。
- (3) 空き家の流通促進及びマンション管理の適正化推進に関すること。
- (4) その他市長が意見を求める必要があると認めること。

(参加者)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第 4 条 懇話会の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第 5 条 懇話会の開催期間は、令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月までとする。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、都市整備部都市計画課住宅政策室において処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。